5　試験結果の記載方法

測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

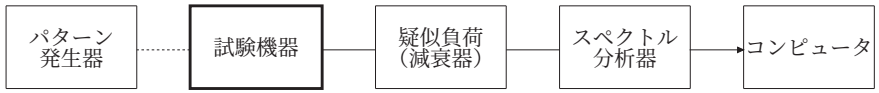
6　その他

⑴　変調を停止できない無線設備の場合は、標準符号化試験信号により変調をかけ、連続送信状態として測定する。

⑵　連続送信状態にできない無線設備の場合は、バースト周期及びバースト時間を一定にして、ゲート機能を有する周波数カウンタを用いるほか、波形解析器を用いることができる。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	工事設計書に記載した占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	工事設計書に記載した占有周波数帯幅の許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
データ点数	400点以上
掃引時間	測定確度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストが入ること）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して送信する。

⑵　パターン発生器から、変調信号の符号速度と同じ速度の標準符号化試験信号を入力する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データのdB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

⑴　占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

⑵　許容値も合わせて記載する。

6　その他

⑴　変調入力調整器がある場合は、それを最大利得とする。

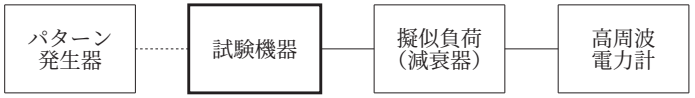
⑵　３⑵において、標準符号化試験信号を発生させる機能を内蔵する場合は、その信号を用いることができる。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。

七　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型を基本とする。

⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　パターン発生器から、変調信号の符号速度と同じ速度の標準符号化試験信号を入力する。

⑶　連続送信にできない場合は、継続的バースト送信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　送信する。

⑶　高周波電力計の値を測定値とする。ただし、バースト波の場合はバースト時間率を一定にして送信し、繰り返しバースト波電力（P_B）を十分長い時間にわたり高周波電力計で測定する。

１バースト区間の平均電力（Ｐ）を次式で算出する。

$P = P_B \times (T / B)$

Ｔ：バースト繰り返し周期

Ｂ：バースト長（電波を発射している時間）

5　試験結果の記載方法

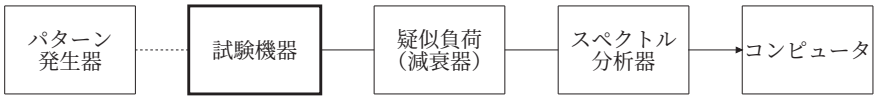
空中線電力の絶対値をmW単位で、工事設計書に記載されている空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

３⑵において標準符号化試験信号を発生させる機能を内蔵する場合は、その信号を用いることができる。

八　隣接チャネル漏えい電力

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	４に示す周波数幅
分解能帯域幅	288kHzの0.5～2.5％
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近
データ点数	400点以上
掃引時間	測定確度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストが入ること）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。